

# 平成27年4月1日から住民票・戸籍の第三者交付をお知らせする制度が始まります!!

## 平成27年4月1日から受付開始

左ページにあるように戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止、抑止するため、代理人や第三者（詳しくは左ページ「3. 登録するとどうなるの?～さらに詳しく～」）へ証明書を交付した場合に、事前に登録した人へ、その事実の通知を行います。

### ■対象となる証明書

- ・住民票（除票を含む）の写し
- ・戸籍（除籍）謄本・抄本（全部・個人・一部事項証明書）
- ・戸籍の附票の写し など

### ■登録できる人

- ・村の住民基本台帳に記録されている人または記録されていた人
- ・村の戸籍簿・除籍簿に記録または記載されている人

### ■登録方法

役場住民福祉課、久木野窓口センター・長陽総合調整課で申請ができます。

（必要なもの）・印鑑（認印可）

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、住基カードなど官公庁が発行した写真入りのもの）

※代理人による登録は、委任状が必要です。

### ■お知らせする内容

- 1 証明書を交付した年月日
- 2 交付した証明書の種類および枚数
- 3 請求者の種別（代理人、第三者請求の別）

〈問い合わせ〉 役場住民福祉課 住基・戸籍係 TEL (62)9195

## 平成27年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をする際のお願い

〈問い合わせ〉 役場 住民福祉課 戸籍係  
TEL (62)9195

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をした人は、各庁舎窓口へ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」の提出が必要です。

この各届出は、5年に一度、国勢調査の行われる年度は職業の記入も（死亡届には産業の記入も）お願いしています。

届出は厚生労働省の実施する「人口動態調査」にも活用され、毎年、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況を調べており、その調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られていますので、安心して記入してください。

### 【対象】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

### 【調査方法】

各届書の届出をするときに、それぞれ職業を記入してください。

（記入例）

- ・医師、教員など「専門・技術職」
- ・一般事務員など「事務職」
- ・販売店員、営業職従事者など「販売職」
- ・美容師、ホームヘルパーなど「サービス職」

※死亡届にはこの他、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」など、産業も併せて記入してください。

届出をする各庁舎窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をする人」にお願い（職業・産業例示表）を備え付けていますので、参考の上、記入してください。不明な点は、窓口で問い合わせてください。